年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（千葉県担当部会）
令和8年 10 月1日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　関東信越（千葉）（受）第 2600079 号
厚生局事案番号　：　関東信越（千葉）（厚）第 2600007 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社（現在は、Ｂ社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 38 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成４年５月 23 日から平成８年５月 10 日まで

私は、請求期間について、Ａ社に正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者がＡ社の同僚として氏名を挙げている７名は、オンライン記録により請求期間の全部又は一部において、同社での厚生年金保険被保険者記録があることが確認でき、複数の同僚が請求者は同社に勤務していたと回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、Ｂ社は、請求期間当時の資料の保管がなく、請求者のＡ社における勤務実態及び厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出並びに請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて、いずれも不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求期間にＡ社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は確認できない上、社会保険オンラインシステムより請求者の氏名及び読み方の異なる氏名で検索を行ったが、請求者が請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者となっていたことを確認できる記録はない。

さらに、上記の同僚７名について雇用保険の加入状況を調査したところ、いずれもＡ社での雇用保険の加入記録が確認できたが、請求者については、請求期間において同社での雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、Ａ社が請求期間当時加入していたＣ厚生年金基金（平成 27 年６月１日解散）における請求者の厚生年金基金加入記録について、企業年金連合会に照会したものの、同連合会は、請求者の請求期間における加入者記録は確認できない旨回答している上、Ｄ健康保険組合にお

いても、請求者の同社に係る健康保険組合の加入記録はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。